

福祉避難所開設・運営訓練について

区では、災害時における高齢者や障がい者等の特に配慮が必要な要配慮者受入れ施設として、平成 31 年 1 月末現在、区内 42 の福祉関連施設と「災害時における福祉避難所としての施設利用に関する協定」を締結し、福祉避難所の整備を進めている。

あわせて、平成 29 年度から、福祉関連施設と区の双方における、福祉避難所開設から運営に至るまでの体制を確立していくことを目的に、福祉避難所の開設・運営に向けた災害対応の場面を具体的に疑似体験する実動型訓練の支援を実施している。

については、平成 30 年度に実施した学校施設、介護複合施設、就労支援施設の 3 施設での訓練について報告する。

1 訓練実施施設及び日時

- (1) 東京都立板橋特別支援学校(板橋区高島平九丁目 23 番 22 号)
平成 30 年 8 月 30 日(木) 13 時 40 分から 16 時 15 分
- (2) 総合ケアセンター若葉ゆめの園(板橋区若木三丁目 15 番 1 号)
平成 30 年 11 月 13 日(火) 13 時 30 分から 16 時 15 分
- (3) JHC 板橋会本部(板橋区南常盤台二丁目 1 番 7 号)
平成 31 年 1 月 24 日(木) 13 時 30 分から 16 時

2 参加者及び参加者数

(1) 参加者

- ① 訓練実施施設職員
- ② 板橋区内協定締結福祉施設職員(訓練見学)
- ③ 区議会議員(訓練見学)
- ④ 訓練委託事業者
- ⑤ 板橋区災害対策本部要配慮者班(長寿社会推進課、介護保険課、後期高齢医療制度課、おとしより保健福祉センター、障がい者福祉課)、地域防災支援課

(2) 参加者数

- ① 板橋特別支援学校 102 名
- ② 若葉ゆめの園 71 名
- ③ JHC 板橋会本部 21 名

※ 板橋特別支援学校は、学校の夏季休暇期間での訓練であったため、当該施設教職員の参加者が多く、JHC 板橋会は、訓練会場の関係で、施設職員による個別訓練となったため参加者が少ない。

3 訓練内容

(1) 発災直後の行動

- ① 施設利用者及び施設内職員の安否確認
- ② 施設内の被害状況の確認、建物、ライフライン等の安全確認
- ③ 緊急時の態勢移行への検討

(2) 発災から時間経過後の事態の見極めと今後の対応確認（6 時間経過～12 時間後）

- ① 近隣からの避難者等が発生した場合の判断と対応
- ② 利用者家族への引渡しや安否確認ができない利用者・職員への対応
- ③ 発災した事態に対する職員配置や施設再開に向けた検討
- ④ 複数ある事業所間（JHC板橋会のみ）、区関係機関との情報伝達の確認

(3) 発生した事態に対する対処、福祉避難所の開設及び要配慮者受入要請に対する対応（24 時間経過後～72 時間）

- ① 時間経過後の職員体制や職員への指示確認
- ② 災害対策要配慮者班からの要配慮者受入要請による、受入可否の判断、福祉避難所までの要配慮避難者移送に関する区の要配慮者班との協議

(4) 訓練の振り返り、質疑応答、意見交換

参加者から、災害時における区と施設の情報伝達手段、施設長や副施設長が不在時の発生事態に対する体制、災害時に出勤していない職員との連絡方法、さらには、地域住民が避難した場合の対応や、対応に当たっている職員へのケア等の質疑があり、意見交換を行った。

〈訓練全体の様子〉



〈施設本部会議の様子〉



4 訓練の評価

福祉施設職員の多くが、実際に災害の経験がないため、一部分は災害を想定したシナリオを作成したが、施設職員のアドリブ対応もあり、随所に緊迫感のある場面が見られた。また、見学していた他施設のオブザーバーも、災害時に起こり得る内容等を共有することができた点は有意義であった。

5 今後の訓練支援方針について

各福祉施設に配付した、福祉避難所の開設・運営の行動マニュアルや訓練内容を編集した訓練素材の活用を促進するとともに、各施設で災害時に備えたBCPや体制づくりを推進していく。また、今年度で委託による訓練は終了となるが、引き続き、施設における訓練や意見交換会等を連携して実施し、災害時における要配慮者の支援体制の充実に努めていく。